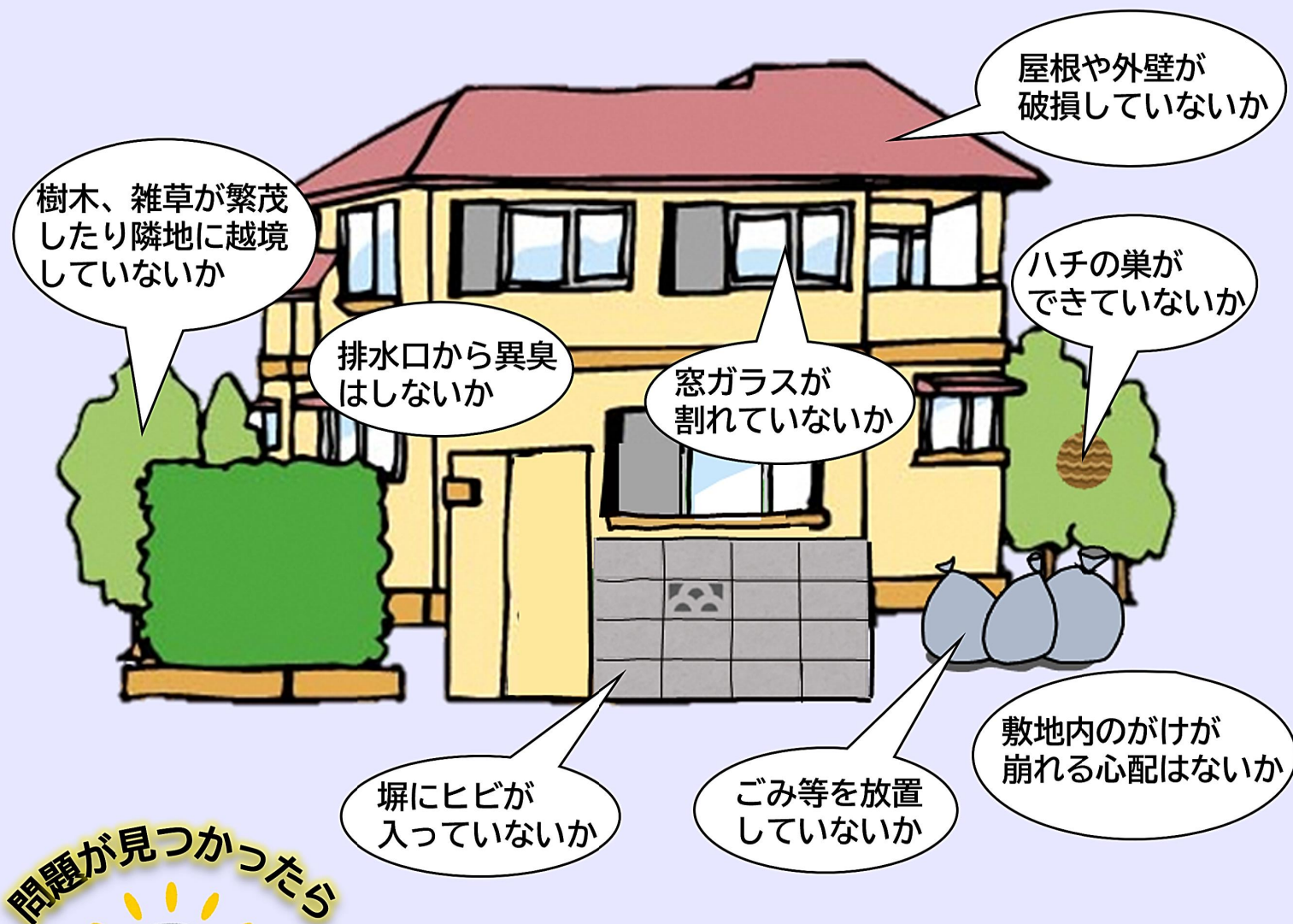


建物所有者の皆様へ

# お持ちの建物を適正に管理していますか？

所有者の不適切な管理により他人に損害を与えた場合は、所有者が責任を問われる場合があります。あらためて建物を点検し、安全の確保をしましょう。



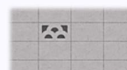
鎌倉市では相談内容に応じて利用できる制度があります。詳細はお電話でご相談ください。

鎌倉市役所 TEL 0467-23-3000 (代表)



### スズメバチの巣駆除費補助金交付制度

個人が所有する建物等に営巣されたスズメバチの巣の駆除を事業者に依頼し実施した場合、その費用の一部を市で補助しています。



### 危険なブロック塀等の除却費用補助制度

危険なブロック塀等の除却及びフェンス設置工事に係る費用の一部を市で助成しています。



### 既成宅地等防災工事費資金助成制度

がけ崩れ災害を未然に防ぐために、木の伐採・防災工事資金の一部を市で助成しています。



### 共同私設下水道の改築・修繕に係る補助制度

老朽化した共同私設下水道を改築又は修繕する工事に係る費用の一部が、補助金の対象となる場合があります。

# 空き家でお悩みの方は専門家が相談に応じます



空き家を放置しないための未然防止や空き家となった住宅の適正管理などの取組みを推進するため、市と各専門家団体との間で「空家等対策に関する協定」を締結しています。各団体では、空き家の売買、相続、改修、登記、法律等に関する相談を行うことができます。

※ご相談の内容によっては有償になる場合や、相談先が異なる場合があります。

## 法律に関するご相談

神奈川県弁護士会  
横浜市中区日本大通9番地  
Tel 045-201-1881  
<https://www.kanaben.or.jp/>



## 売却や賃貸等に関するご相談

公益社団法人  
全日本不動産協会  
神奈川県本部湘南支部  
藤沢市朝日町5-7藤沢市建設会館3階  
Tel 0466-28-1445  
<https://kanagawa.zennichi.or.jp/shouan/>



## 相続や登記に関するご相談

※「相続登記」に関する手続きにつきましては、司法書士会へご相談ください。

神奈川県司法書士会無料電話相談  
司法書士相続・遺言ホットライン(鎌倉エリア対応)  
Tel 050-5212-0628  
受付時間：平日13時～16時  
<https://www.shiho.or.jp/>



公益社団法人  
神奈川県宅地建物取引業協会  
不動産中央無料相談所  
横浜市中区住吉町6-76-3  
Tel 045-633-3035  
※最新の情報はURLまたはQRコードからご確認ください。  
<https://kanagawa-takken.or.jp/association/information/consultation/>



## 改修に関するご相談

一般社団法人  
神奈川県建築士事務所協会  
鎌倉支部  
鎌倉市常盤484 Tel 0467-42-7920  
<https://www.kamakura-arch.org/>



## 不動産登記、境界に関するご相談

神奈川県土地家屋調査士会  
横浜西区楠町18番地  
Tel 045-312-1177  
<http://www.kanagawa-chousashi.or.jp/>



## 家財整理に関するご相談

公益社団法人  
かながわ住まいまちづくり協会  
横浜市中区太田町2-22  
神奈川県建設会館4階  
Tel 045-664-6896  
<https://www.machikyo.or.jp/news/database.cgi?cmd=dp&num=40>



空き家に関するご相談全般は **鎌倉市役所まで**  
**TEL 0467-23-3000 (代表)**

- ・ 空き家対策のこと
- ・ 被相続人居住用家屋等確認書 (3,000万円控除) のこと 等

詳細は鎌倉市のホームページをご確認ください。👉

